県添付書類様式4

器　具　器　材　一　覧　表　（　薬　局　）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 品　　　　　　名 | 個 数 | 番号 | 品　　　　　　名 | 個　数 |
| １ | 液量器 |  | １９ | 顕微鏡、ルーペ  又は粉末Ｘ線回折装置 |  |
| ２ | 温度計（１００℃） |  | ２０ | 試験検査台 |  |
| ３ | 水浴 |  | ２１ | デシケーター |  |
| ４ | 調剤台 |  | ２２ | 比重計  又は振動式密度計 |  |
| ５ | 軟膏板 |  |
| ２３ | ブンゼンバーナー  又はアルコールランプ |  |
| ６ | 乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒 |  |
| ７ | はかり（感量１０ｍｇ） |  | ２４ | 融点測定器 |  |
| ８ | はかり（感量１００ｍｇ） |  | ２５ | はかり（感量１ｍｇのもの） |  |
| ９ | ビーカー |  | ２６ | 薄層クロマトグラフ装置 |  |
| １０ | ふるい器 |  | ２７ | ｐＨ計 |  |
| １１ | へら（金属製） |  | ２８ | 崩壊度試験器 |  |
| １２ | へら（角製） |  | ２９ | 試験検査に必要な書籍  （１）薬局製剤に関するもの  ア、薬局製剤業務指針  イ、その他 |  |
| １３ | メスピペット |  |  |
| １４ | メスフラスコ又はメスシリンダー |  | ※１　１～１７までに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りる。これらの設備及び器具に求められる性質は別添のとおり。  ※２　１９～２９については、薬局製造販売医薬品製造業を行う場合に備えること。  ※３　２５～２８については試験検査器具利用契約をする場合は設置を要しない。  ※４　１８及び２９の書籍については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調整するものを含む。 | | |
| １５ | 薬匙（金属製） |  |
| １６ | 薬匙（角製） |  |
| １７ | ロート |  |
| １８ | 調剤に必要な書籍  （１）薬局方及びその解説に関するもの  ア、日本薬局方  イ、日本薬局方解説書  ウ、その他  （２）薬事関係法規に関するもの  ア、薬事衛生六法  イ、衛生行政六法  ウ、その他  （３）調剤技術等に関するもの  ア、調剤指針  イ、調剤業務指針  ウ、その他  　 （４）当該薬局で取扱う医薬品の添付文書  　　　に関するもの  ア、取扱い医薬品添付文書集  イ、その他 |  |